

# 説明承諾申出書

令和 年 月 日

江戸川区長 殿

江戸川区西小松川町、東小松川一・二丁目地区老朽建築物取壊し費助成を申請するにあたり、下記の事項について説明を受け、承諾したことを申し出ます。

## 記

	申請者が法人又は申請建物が個人事業用の資産の場合、消費税相当額の助成の可否を判定するための書類を提出すること。
	助成対象承認通知書発行まで取り壊し工事を行わないこと。
	相続未登記の場合、遺産分割協議書の写し、及び相続人との関係を示す書類を提出すること。
	石綿含有建築物を除却する場合は、事前調査・手続き・除去・処分を適切に行うこと。
	建物取壊し後土地を売却する場合は、区の解体除却工事の完了確認を受けるまで土地売買契約及び所有権移転登記を行わないこと。
	区で定める期日までに当該助成金交付を行えるように、全ての手続きを終えること。

以上、相違ありません。

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印